

キャッシュレス時代の消費者問題と 支払法制の課題

東京経済大学教授・弁護士

桜井 健夫

目次

- 1 支払手段の多様化と消費者問題**
- 2 支払いの意義と構造
- 3 支払いに関する法律
- 4 支払法制の課題

事例 ネットで取引し、支払いのためのデータを送ったら、次の被害に遭った。それぞれ、どのような被害救済ができるか。

- ア 関与者多数・経路複雑** ① P F 経由のサブスクを解約したが支払いが止まらない。
② スマホを紛失し📵を止めたが電子マネーが使われた。③ 不良品が届き解除通知の相手方が不明
④ P F 経由でクレジット払いのキャリア支払いで契約したマッチングアプリがサクラサイトだった。
P F やキャリアに苦情を言っても対応しない。クレジットに抗弁を出すか？
- イ 悪質商法助長** ① 夜中にコンビニで電子マネーを買ってサクラサイトにメールで支払った。
② 代引きで買ったブランド品が偽物。サイトに連絡したが不通。宅配会社は対応しない。
③ マッチングアプリで出会った異性に勧められ海外投資サイトへ暗号資産を送ったが引き出せない。
- ウ 不正利用** ・カード情報漏洩／フィッシング／クレジットマスターで不正利用／預金引出し。
- エ 破綻** ・電子マネー発行会社が破綻しチャージ分が使えなくなった。
- オ 支払機能不全** ・システム障害／停電／アプリ不具合で支払えない。
- カ 遣いすぎ** ・後払いで簡単に買い物ができ、お金が溜まらなくなった／多重債務者となった。
- キ 決済情報の集積・利用** ・ターゲティング広告が送られてくる。
・「予測配達」「執事サービス」で注文しないのに商品が届く（近未来予測）。

1 支払手段の多様化と消費者問題

- ア 関与者が増加し支払完了までの経路が複雑化したことで、支払いの止め方、通知先、クレーム先に戸惑う問題
 - イ 夜中の詐取手段、隠れたままの詐取手段を提供することで悪質商法を助長する問題
 - ウ デジタル情報による支払いが可能となったことによる不正利用問題
 - エ 支払関与業者が破綻することにより損失を被る問題
 - オ システムに頼るため災害時等に支払機能不全で必要なものを入手できない問題
 - カ 容易に後払いできることによる遣いすぎ問題 オートチャージの電子マネーも遣いすぎ
 - キ 決済情報の集積・利用による監視資本主義への懸念
- ここでは法規制のすき間や規制間のアンバランスが生じている。
以下支払いの意義・構造と法律を確認し、支払法制の課題を考える。

目次

- 1 支払手段の多様化と消費者問題
- 2 支払いの意義と構造**
- 3 支払いに関する法律
- 4 支払法制の課題

2 支払いの意義と構造

(1) 支払いの意義 金銭債務の履行

- ・ 支払い（民489、555、601、614等）とは債務のうち金銭債務の履行（≒弁済）
- ・ 金銭債務の履行とは、金銭＝通貨（現金通貨、預金通貨※）を渡すこと※※

それにより金銭債務(＝金銭債権)は消滅（民473：弁済）

※ 民477（預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済）

※※ 現金の強制通用力 紙幣は無制限に（日本銀行法46）、硬貨は20倍まで、
通用力を有する（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律7）

2 支払いの意義と構造

(2) 通貨払い以外の支払手段による支払い

- 取引相手が通貨（現金通貨、預金通貨）※でなくても受け入れる意思を表明すればそれも可能（「最終的に通貨を取得できればよい」） ※ M1
- デジタルデータの形で行われるもの⇒「キャッシュレス支払い」
- 店頭支払いではスマートフォン（以下スマホという）やカードを支払道具とする。
- オンライン支払い（ネット支払い）ではスマホやパソコンを支払道具とする。
- いずれもほとんどは背後で預金通貨（銀行預金）の移動がある。
- ただし支払者と銀行との間には、スマホ会社、支払アプリ会社、コード支払業者、電子マネー会社、カード会社、国際ブランド、決済代行会社、通信キャリアなどのプラットフォーマーが重層的に介在し、複雑かつ高コストな構造となっているものが多い。

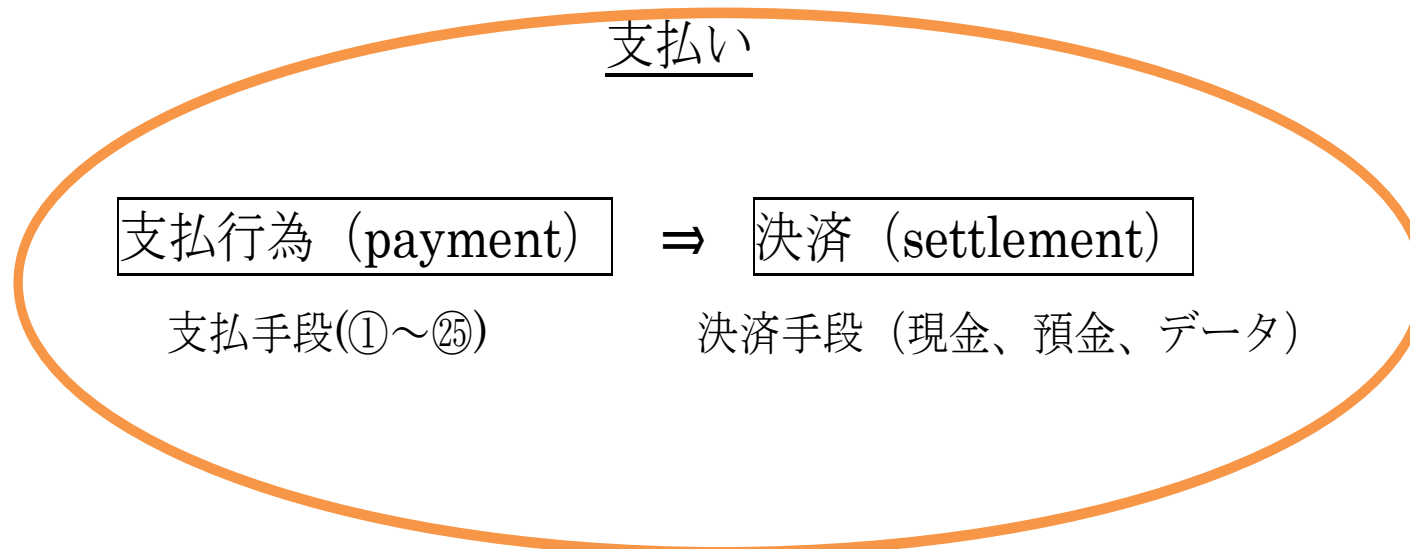
2 支払いの意義と構造 (3) キャッシュレス支払いの構造

キャッシュレス支払い = 支払行為 (payment) + 決済 (settlement)

- ・ 支払行為は支払手段を働かせること、決済は決済手段 (通貨など) の移転。

支払行為により支払手段が働いて決済手段が移転し決済されると支払い完了 (finality) し、債権 (債務) は消滅する(民473弁済)。

【図表 1】



【図表2】 ※PF プラットフォーム

道具（端末）	支払アプリなど	支払行為	支払手段	決済手段
（現金預金）		現金を渡す・入れる・送る、預金を振り込む		
☞カード （物質）		【店頭】タッチ（非接触）/挿し込み /挿し込み+暗証番号入力/他	電子マネー クレジットカード デビットカード	預金 預金 預金
☞スマホ	PF アップルペイ グーグルペイ	【店頭】タッチ（非接触）/コード読取り/ コード表示 【オンライン】入力	電子マネー クレジットカード デビットカード	預金 預金 預金
☞	「資金移動+前払式支払手段」+PF PayPay、楽天Pay メルペイ	【店頭】タッチ（非接触）/コード読取り/ コード表示 【オンライン】入力	デジタルマネー（未達債務型） 電子マネー クレジットカード デビットカード	未達債務 預金 預金 預金
☞	「キャリア支払い+資金移動」+PF d払い、auPAY	【店頭】タッチ（非接触）/コード読取り/ コード表示 【オンライン】入力	キャリア支払 デジタルマネー（未達債務型） クレジットカード	預金 未達債務 預金
☞	「キャリア支払い」 ドコモ払い、auかんたん決済、 ソフトバンクまとめて支払い	【オンライン】入力	キャリア支払	預金
☞	「銀行」アプリ 銀行Pay、Bank Pay j-coin Pay	【店頭】タッチ（非接触）/コード読取り/ コード表示 【オンライン】入力	デジタルマネー（預金型）	預金
☞	「銀行」トークン DCJPY（仮称）	【店頭】タッチ（非接触）/コード読取り/ コード表示 【オンライン】入力	電子決済手段(デジタルマネー 類似型ステーブルコイン)	データ
☞パソコン	上記☞の一部は同様	【オンライン】入力	電子マネー クレジットカード デビットカード 電子記録債権・・・	預金 預金 預金 預金

2 支払いの意義と構造

(4) 重層的利用 利用者と支払手段提供者の間

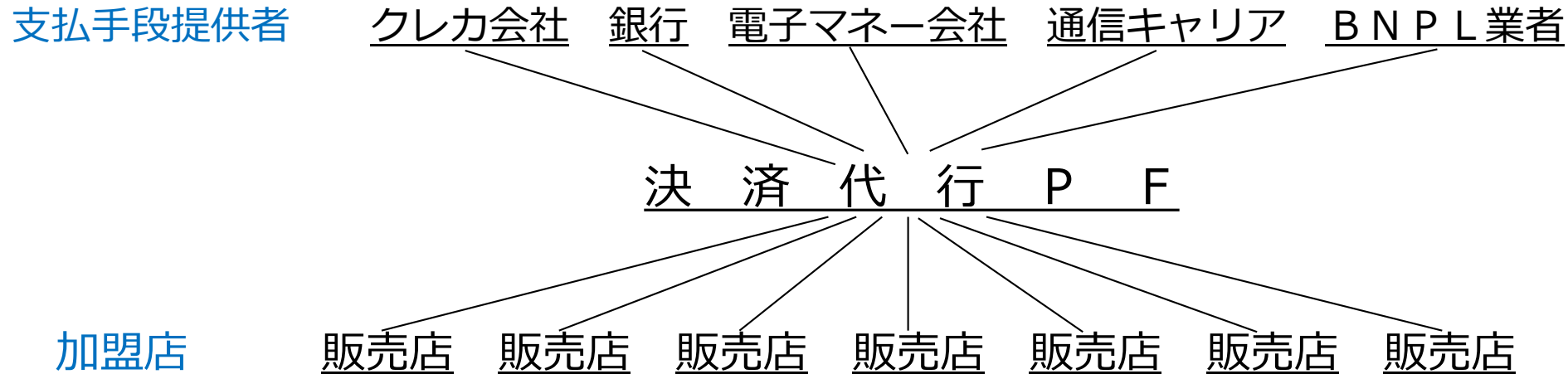
- 支払アプリでは、複数の支払手段が組み合わせられることが多い。
- 同じ支払アプリ内に、①クレジットカード、デビットカードと②電子マネーや③デジタルマネー(未達債務型)を入れ、①でチャージして②または③による店頭払い。
 - ※ クレジットカードを使うと全体が後払いになる
- キャリア支払いの分をクレジットカードと紐づけることもある。
 - ※ 後払いの後払いであり、トータルでは2月以上の後払いも。
- アップルペイに入れたクレジットカードで電子マネーにチャージしてコンタクトレス支払いのためクイックペイ等を経由することもある
- 重層的利用で問題が増幅
 - ・ 高コスト構造 電子マネー会社がクレジット会社に加盟店手数料を払う立場
 - ・ クレジットカードの有因性が切れる ∵チャージについてチャージバックはない
 - ・ 関与者が多く、スキが増える。不正利用、システム障害、・・・
 - ・ 関与者が多く、責任の所在が曖昧になる。巻き戻しも大変になる。

2 支払いの意義と構造

(5) 重層的提供 販売店と支払手段提供者の間

- 販売店と支払い手段提供者（クレジットカード会社、銀行、電子マネー会社、通信キャリア、BNPL業者等）の間に決済代行プラットフォーム（決済代行PF）や決済代行会社が介在することがある。

【図表3 決済代行PFが介在する例】



- 決済代行PFが支払手段提供者の加盟店審査に具体的にどう関わるかが重要

2 支払いの意義と構造

(6) 組み込み型支払い (エンベデッド・ペイメント (EMBEDDED PAYMENT))

組み込み型支払い 幅広い顧客基盤を持つ非金融企業が、既存サービスに
支払サービスを組み込むこと

- ネットショッピング等の消費行動の動線に支払システムが埋め込まれ、消費者は支払いをほとんど意識せずに購入することになる。
- 例： アマゾンのワンクリック購入、グーグルマップの駐車料金支払機能（米国のみ）など。
- 一部の支払アプリも、ミニアプリ機能を搭載したスーパーアプリ化することで、組み込み型支払いを実現しようとしている

2 支払いの意義と構造

(7) 現状の位置づけ

- ここ十数年に、新しい支払アプリ等、支払行為、支払手段が登場
- 現状は大変複雑で関与業者が重層的 ⇒ **高コスト**構造 巻き戻し困難
- クレジットカード等の加盟店手数料の海外との比較 欧州1%台、日本3%余

2021.10.18経産省商務・サービスGキャッシュレス推進室資料22コマ

- 電子決済手段は生まれたばかり、C B D Cは未定

中央銀行デジタル通貨に対する日本銀行の取り組み 2023年2月17日 「概念実証フェーズ2」結果報告書 2023年4月

- 支払が容易で**遣いすぎ**
- 支払が容易で**ネット詐欺**の跋扈
- 日常的に**フィッシング被害**の危機に直面
- ターゲティング**広告に対し無防備

目次

- 1 支払手段の多様化と問題点
- 2 支払いの意義と構造
- 3 支払いに関する法律**
- 4 支払法制の課題

3 支払いに関する法律

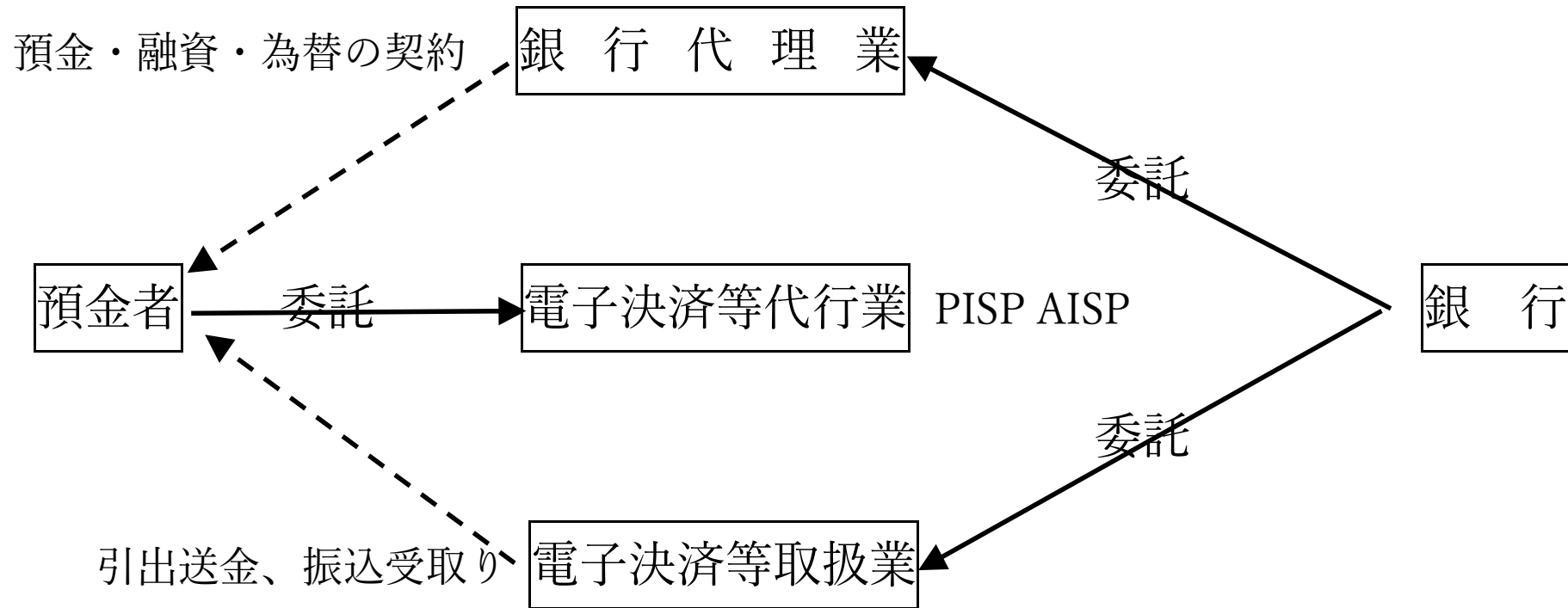
(1) 概要

支払いに関する法律は、支払手段ごとに作られている（縦割り）。

- 預金、デビットカード、デジタルマネー（預金型）・・・銀行法
- 電子マネー、デジタルマネー（未達債務型）、電子決済手段・・・資金決済法
- クレジットカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・割賦販売法
- 約束手形、為替手形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・手形法
- 小切手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小切手法
- 電子記録債権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・電子記録債権法

3 支払いに関する法律

(2) 銀行法 関係図 (【図表4】)



3 支払いに関する法律（3）資金決済法（資金決済に関する法律）

【図表5】①が電子マネー、②がデジタルマネー（未達債務型）、③が電子決済手段、④が暗号資産に関する
 a 一般社団法人日本資金決済業協会 b 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 ※犯収法 ※※例外⇒改正法

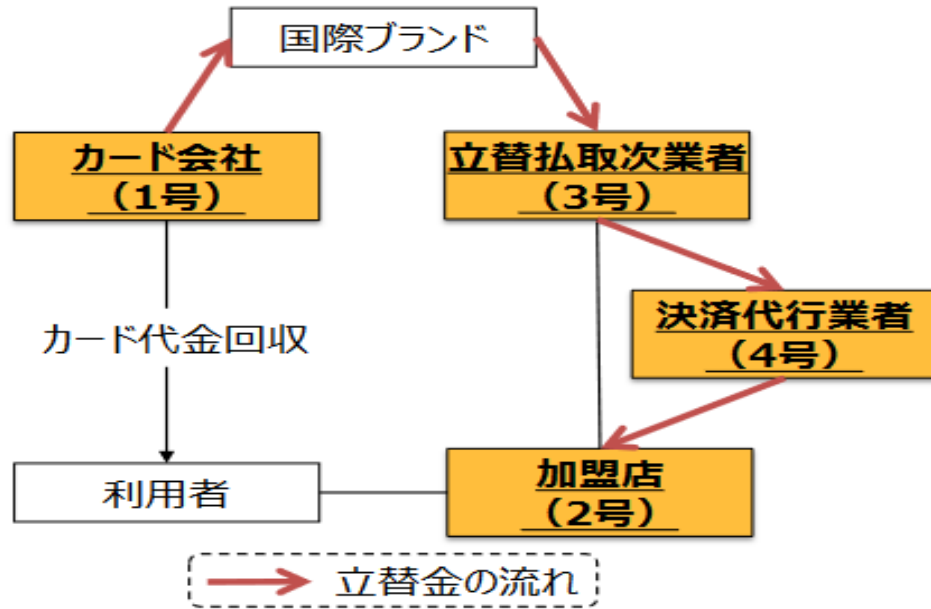
業種	参入要件	供託義務	先取特権	自主規制機関	備考
①前払式支払手段 発行業	第三者型：登録 自家型：届出	発行保証金 (未使用残高の1/2)	あり	上記 a (ADRなし)	原則：払戻し禁止 本人確認義務なし（高額電 子移転可能型はあり） 登録872社（2023.7.31） 届出1181社（同）
②資金移動業	登録 (第一種は+事業実 施計画の認可)	履行保証金 (未達債務額+供託金 還付手続費用)	あり	上記 a (ADRは東京三會 に委託)	本人確認義務あり 第二種登録82社（2023.7.31） 第一種2社（同）、第三種0
③電子決済手段等 取引業	登録	なし	なし		預り金禁止
④暗号資産交換業	登録	なし(履行保証暗号資 産の分別管理)	あり	上記 b (ADRは東京三會 に委託)	本人確認義務あり 分別管理・監査 登録29社（2023.8.18）
⑤為替取引分析業	許可	—	—	—	
⑥資金清算業	免許	—	—	—	免許1社（全銀ネット）

3 支払いに関する法律 (4) 割賦販売法 1 【図表6 経産省サイトから】

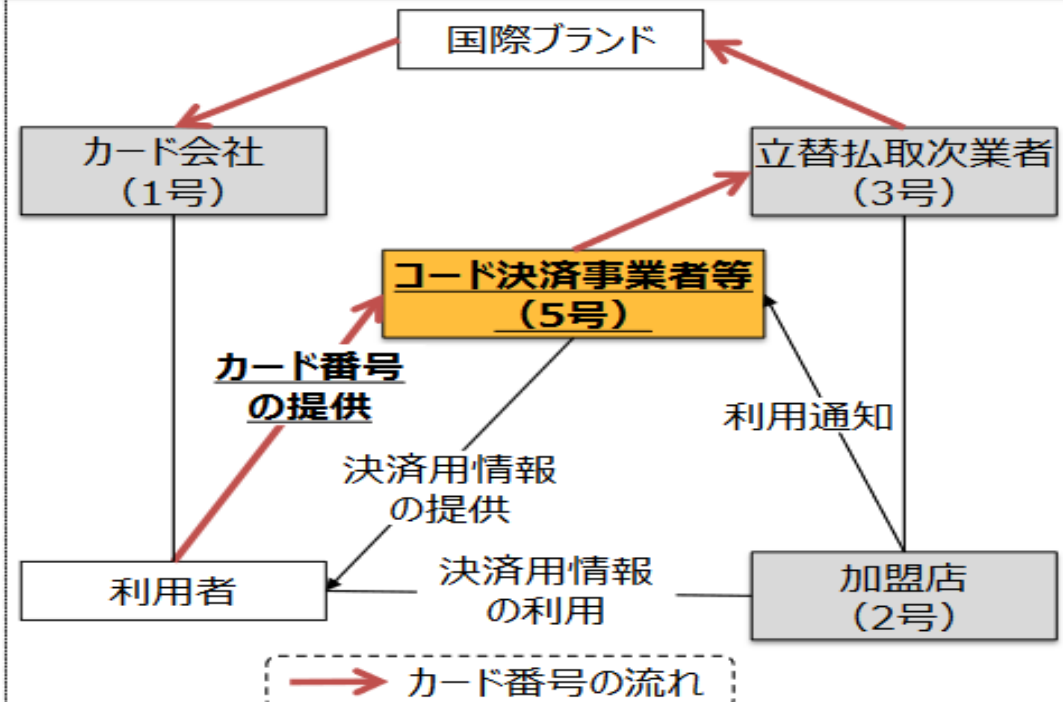
4-1. クレジットカード番号等の適切な管理

【法第35条の16】

- 1号：クレジットカード会社
- 2号：クレジットカード加盟店
- 3号：立替払取次業者（クレジットカード会社のために、立替金の交付を行う事業者）
- 4号：決済代行業者（立替払取次業者のために、立替金の交付を行う事業者）



- 5号：コード決済事業者等（利用者から提供を受けたカード番号を用いて、次回以降、当該カード番号を入力することなく、商品購入等を行うことができるサービスを提供する事業者）

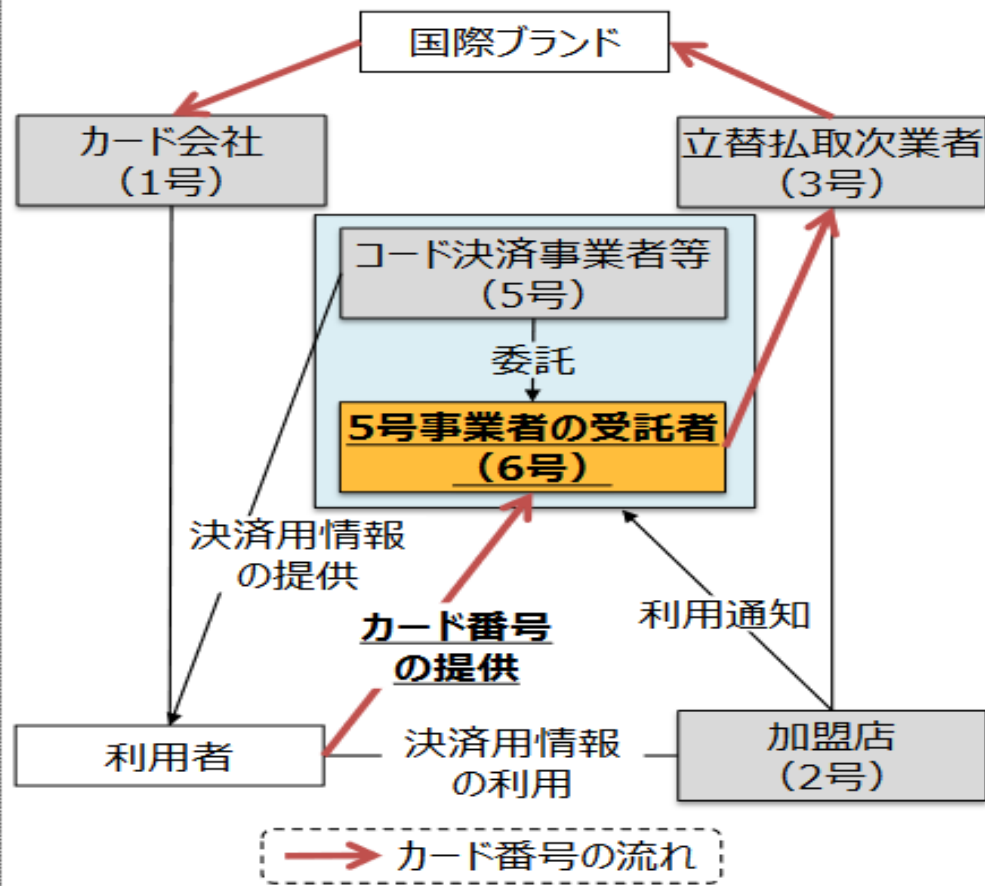


3 支払いに関する法律（4） 割賦販売法 2

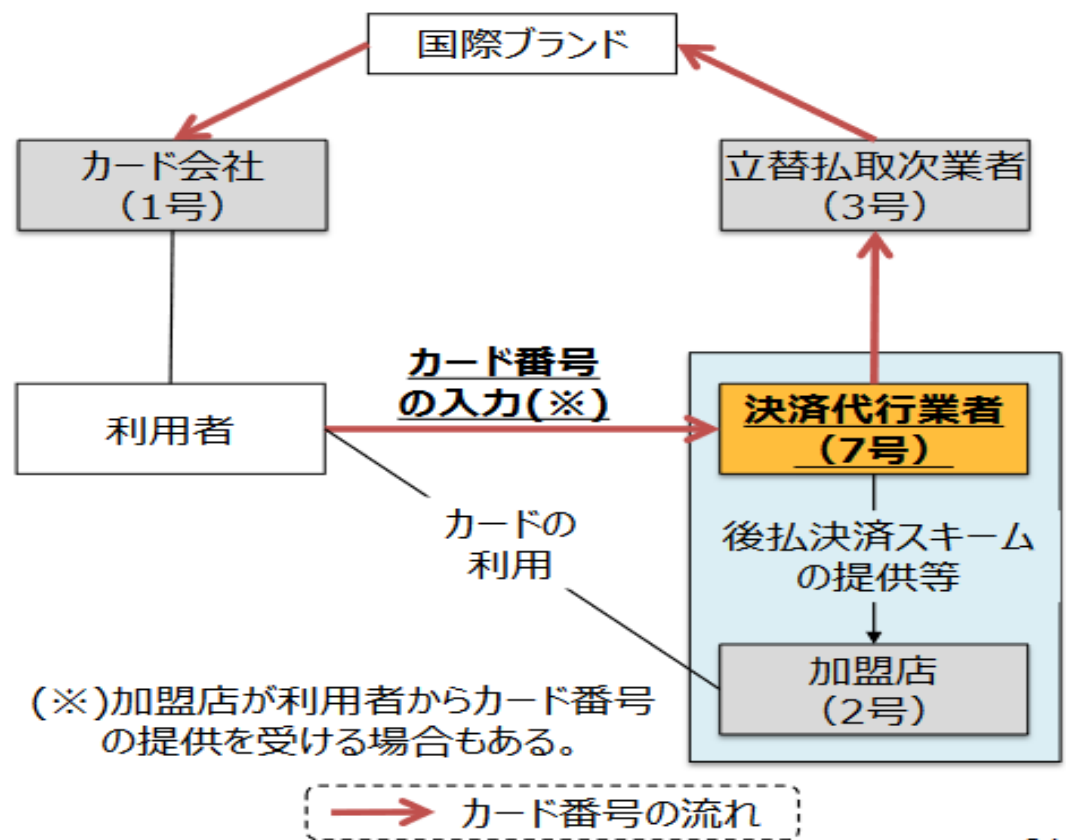
4-1. クレジットカード番号等の適切な管理

【法第35条の16】

6号：5号の事業者が提供する決済サービスについてカード番号の管理を受託する事業者



7号：決済代行業者（後払決済において立替払取次業者にカード番号を提供する事業者）（省令132条の2）



3 支払いに関する法律

(4) 割賦販売法 3 B N P L との関係

- B N P L 業者のほとんどは、2月以内の信用供与をする
⇒ 信用購入あっせんにあらず割販法の適用なし。
規制漏れ。

3 支払いに関する法律

(5) 手形法、小切手法、電子記録債権法

● 小切手 . . . 小切手法

● 約束手形、為替手形 . . . 手形法

約束手形は**2026年までに廃止**することが提言されている。

経済産業省「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会報告書」2021年3月

支払手形残高：1990年・107兆円 ⇒ 2019年・25兆円 ⇒ 2026年・0円？

● 電子記録債権 . . . 電子記録債権法

株式会社全銀電子債権ネットワークが運営する「でんさいネット」が普及。

手形の代替的役割も。分散型への潮流からすると、古い集中型。

目次

- 1 支払手段の多様化と問題点
- 2 支払いの意義と構造
- 3 支払いに関する法律
- 4 支払法制の課題**

4 支払法制の課題

(1) キャッシュレス支払いの特徴・実情

- i 多様な支払行為・支払手段の組合せがあり複雑・重層的
 - ・高コスト 解除通知先・クレーム先に戸惑う
- ii 支払が容易
 - ・遣いすぎ 悪質商法助長 不正利用 (情報漏洩/フィッシング/クレジットマスター)
- iii 決済情報が電子データの形で残る
 - 家計簿アプリ
 - 集積⇒プロファイリング⇒ターゲティング広告
- iv システムが支える
 - 災害時やシステム障害で支払機能不全

4 支払法制の課題

(2) キャッシュレス支払いの法的課題 1

i 多様な支払行為・支払手段の組合せがあり複雑・重層的

法的課題①

●法規制が縦割りかつ断片的。

- ・同じようなものに異なる規制（電子マネーとデジタルマネー（未達債務型）の供託額）
- ・横断的な国際カードはプリペイド、デビット、クレジットの支払可。
支払い方により適用法が資金決済法、銀行法、割賦販売法(一部)と異なる。
- ・最も普及しているクレジットカード（マンスリークリア）は番号等適切管理のみ
- ・縦割規制から横断的規制に（参考：P S D 2）

4 支払法制の課題

(2) キャッシュレス支払いの法的課題 2

i 多様な支払行為・支払手段の組合せがあり複雑・重層的

法的課題②

- 規制の漏れがある。
 - ・BNPLやキャリア支払いなど後払いの支払方法や、普及している収納代行、代引き、ポイントについて対応する法律がない。
 - ・横断的規制で補足すべき

4 支払法制の課題

(2) キャッシュレス支払いの法的課題 3

i 多様な支払行為・支払手段の組合せがあり複雑・重層的

法的課題③

- **組み込み型支払い**を前提とした規制がない。現金支払と異なり、キャッシュレス支払いでは決済情報が蓄積されるので、商流に金流（決済）が組み込まれている場合は、蓄積された決済情報が、商流から得られるその他のデータと併せられてナッジを用いるなどした効果的なターゲティング広告等に利用されうるなど、監視社会につながる恐れも。その蓄積や収集、取扱いについて、法的対応が必要。
- **重層的利用・提供**を前提とした規制がない（クレカにつきカード番号等適切管理のみ）
 - ・利用者側の重層（クレジットカードで電子マネーにチャージ等）
 - ・加盟店側の重層（加盟店と通信キャリアの間に決済代行プラットフォームが入る等）

4 支払法制の課題

(2) キャッシュレス支払いの法的課題 4

ii 支払が容易

⇒遣いすぎ

⇒悪質商法や詐欺を助長（国センの報告参照）

⇒不正利用（情報漏洩／フィッシング／クレジットカードマスター）

法的課題④

- 信用情報規制を後払い全体に拡充すべき（現状は貸金業とクレジットのみ）
- 詐欺等では経路を辿れるようにする（お金がどこに行ったか追跡）
- 合理的なリスクの分配を実現する（個人はフィッシングを防ぎきれない）

4 支払法制の課題

(2) キャッシュレス支払いの法的課題 5

iii 決済情報が電子データの形で残る

自分で使う 手元に残る⇒ 家計簿代わり 支払いの管理

トレーサビリティ⇒資金巻き戻しによる消費者被害回復

業者が使う 金融データの利活用 金融データスペース（銀行間で共有）

個人情報保護と監視資本主義の視点からは大きな問題

行政が使う トレーサビリティ⇒マネロン対策

国家による監視の問題

法的課題⑤

- トレーサビリティの確保（マネロンの視点と被害回復の視点）
- 個人情報保護法をGDPRの水準に（プロファイリング規制等）
- 欧州データスペースの動向の把握

4 支払法制の課題

(2) キャッシュレス支払いの法的課題 6

iv システムが支える

法的課題

- 集中型の全銀システムを運営する全銀ネットは資金決済法の資金清算業
- 分散型システムである電子決済手段をつくったが機能するか
- 分散型のC B D Cを発行するなら法律が必要

4 支払法制の課題

(3) 制度を考える視点 ア 支払いに伴うリスクの分配

通貨以外は不完全な支払手段⇒それによるリスクをどう配分？

1 原因関係のリスク

- 迅速・低コストの支払手段を重視⇒原因関係の無効・取消し・解除等の影響は受けない「無因」
- 支払手段としての安心感を確保⇒原因関係が無くなれば取り戻せることとする「有因」に傾く
- 現状は、**電子マネー**は無因(前払なので抗弁の余地なし)、**クレジットカード**は有因(チャージバック制度、抗弁対抗)
 - ・共通点：どちらも支払受入先と加盟店契約をしており、契約構造も似ている
 - ・相違点：電子マネーは少額支払いを低コストで便利に行うことを重視

クレカは海外・遠隔地支払いや高額支払いを安心して行うことに配慮。

※ ブランドプリペイドの扱い(電子マネーなのにクレカ同様のチャージバック制度適用)

2 不正利用のリスク

- クレカは暗証番号使用の不正利用が問題。カード会社が保有者に請求するので紛争になる。
- 支払手段**の特質に応じて、利用者、発行者他の関与者のうち**効果的にリスクを最小化できる立場**の者にリスクを負担させるのが基本。 フィッシングは消費者には防ぎきれない？ ワンタイムPWも限界 ⇒ 認証方式の工夫が必要

4 支払法制の課題

(3) 制度を考える視点 イ 目指す姿を描く

現状： 多様な支払手段が重層的に乱立⇒複雑かつ高コスト構造

ネット詐欺の跋扈

日常的にフィッシング被害の危機に直面

ターゲティング広告に対し無防備

∴ 消費者にとって望ましい状態ではない。

望ましい方向： これらのマイナスがない支払手段の普及

単純・低コストの例：スウェーデン デビットカード、銀行アプリ（スイッシュ）の2つ

参考 財務省財務総合政策研究所「[「デジタル時代のイノベーションに関する研究会」報告書](#)」2019.6

経産省「[キャッシュレスの将来像に関する検討会とりまとめ](#)」 [「同 概要版](#)」2023.3

4 支払法制の課題

(3) 制度を考える視点 ウ 国際的調和

- 日本の消費者が、ネット通販等で海外の業者から買い物をしたり海外旅行先で支払いをすることが増加。日本の消費者の支払いが国際的になっている
 - ⇒各国の**支払制度の調和**（できるだけ同じであることが望ましい）が重要
- それでも相違は残る
 - ⇒抵触法的アプローチ（準拠法や管轄の解釈）も必要

4 支払法制の課題

(4) 目指す姿を描く 1

- 支払いが便利になるとは？

組込み型支払いの進展：**支払いを意識せず**に買えるようになる

⇒店頭では、欲しい商品を取って持ち帰るだけで支払いが済む

⇒オンラインでは、欲しい商品をクリックすると支払いまで済み翌日配達。

- 経産省「キャッシュレス将来像の検討会（概要版）」2023.3 42コマ

「キャッシュレスの目指す姿 **支払を意識しない決済**が広がり、データがシームレスに連携されるデジタル社会」 = 買物の過程で支払行為が省略

← 目指す姿はこれでいいのか？

4 支払法制の課題

(4) 目指す姿を描く 2

●支払いを意識しない=支払行為が省略されると

①遣いすぎ：衝動買い、買いすぎ、不要なものを買う⇒お金が減りやすい

②データによる支配：顧客の行為が少なくなればなるほど顧客コントロールが容易
(データ集積⇒プロファイリング⇒個別ナッジを用いたターゲティング広告)

③幸福の視点：支払いは単なる煩わしいこと？ 意識しなくなればいいのか。

「前払いは後払いより幸福」との研究、使途と選考（心理会計）の研究

④地球環境の視点：支払を意識しない⇒過剰消費⇒無駄な生産⇒過剰配達⇒過剰廃棄⇒地球環境に悪影響 ※これを経済の活性化というのは本末転倒

※支払内容・意思が決まっているもの（光熱費等）の扱い

4 支払法制の課題

(4) 目指す姿を描く 3

消費者にとって望ましい支払法制とは？

- ①安全、確実、低コスト、強靱
- ②適度に便利（誰でも簡単に支払えるが遣いすぎない程度に支払いを意識する）
- ③データによる支配からの自由（「支払情報の集積⇒ターゲティング広告」とならない）
- ④問題があるときは経路を辿れる（無因でも最低限、支払先を特定できること）

※ ③④の両立には技術的、制度的課題も。まずは目指すことが重要。



ご清聴ありがとうございました。